

(保 59) (介 25)
平成 23 年 5 月 20 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会医療保険担当理事
鈴木 邦彦

日本医師会介護保険担当理事
三上 裕司

「指定訪問看護事業者が卸売販売業者から購入できる
医薬品等の取扱いについて（周知依頼）」の送付について

本年 5 月 13 日付け厚生労働省医薬食品局長通知において、「薬事法の一部を改正する法律等の施行等について」（以下、「施行通知」という。）の一部改正がなされたことに伴い、厚生労働省より指定訪問看護事業者が卸売販売業者から購入できる医薬品等の取扱いについて事務連絡が発出されました。

当該施行通知の一部改正により「滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの」は、指定訪問看護事業者等であって、医師の指示に基づき訪問看護を実施するため、臨時応急の処置や褥瘡予防・処置として必要な、グリセリン液、グリセリン浣腸液、白色ワセリン、オリーブ油、生理食塩液、注射用水および精製水に限定するものであり、これら以外のものは、販売または授与しないこととされました。

また、ガーゼ等の衛生材料については、現行制度においても訪問看護ステーションにおいて保管することができますが、医師の指示に基づき個別の患者に使用する医薬品および衛生材料については、本来医療機関が提供するものであるため、指定訪問看護事業者等は、これらの医薬品等の費用を利用者等に対して請求することはできない旨、示されております。

本取扱いにつき、厚生労働省より別添のとおり本会宛に周知、協力依頼がありました。つきましては貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・「指定訪問看護事業所が卸売販売業者から購入できる医薬品等の取扱いについて（周知依頼）」の送付について

(老老発0513第1号 平23. 5. 13 厚生労働省老健局老人保健課長通知)

以上



老老発0513第1号
平成23年5月13日

社団法人 日本医師会
会長 原中 勝征 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



「指定訪問看護事業所が卸売販売業者から購入できる医薬品等の
取扱いについて（周知依頼）」の送付について

日頃より、介護保険制度の円滑な実施にご尽力いただきまして厚く
御礼申し上げます。

さて、標記について、添付のとおり各都道府県介護保険主管部（局）
あて連絡しましたので、その趣旨をご了知いただき、傘下会員に対す
る周知方よろしく願いいたします。

また、訪問看護の取扱いのあたっては、引き続きご協力賜りますよ
うよろしくお願い申し上げます。

事務連絡
平成 23 年 5 月 13 日

各都道府県介護保険担当主管部（局）
地方厚生（支）局医療課

御中

厚生労働省医薬食品局総務課
厚生労働省老健局老人保健課
厚生労働省保険局医療課

指定訪問看護事業者が卸売販売業者から購入できる医薬品等の取扱いについて
（周知依頼）

今般、「薬事法の一部を改正する法律の施行等について」（平成 21 年 5 月 8 日付け薬食発第 0508003 号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「施行通知」という。別添参照。）が一部改正されたことに伴い、指定訪問看護事業者等（健康保険法（大正 11 年法律第 88 号）に規定する指定訪問看護事業者並びに介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する指定居宅サービス事業者（同法に規定する訪問看護を行う者に限る。）及び同法に規定する指定介護予防サービス事業者（同法に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）が卸売販売業者から購入できる医薬品等については、下記の取扱いとしておりますので、貴管内市町村、訪問看護事業所等に周知を図るようお願いいたします。

記

施行通知の記の第 3 の I の 4 の（1）の⑮のオについて「滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの」は、指定訪問看護事業者等であって、医師の指示に基づき訪問看護を実施するため、臨時応急の処置や褥瘡予防・処置として必要な、グリセリン液、グリセリン浣腸液、白色ワセリン、オリブ油、生理食塩液、注射用水及び精製水に限定するものであり、これら以外のものは、販売し、又は授与しないこと。

また、ガーゼ等の衛生材料については、現行制度においても訪問看護ステーションにおいてあらかじめ保管することができること。

なお、医師の指示に基づき個別の患者に使用する医薬品及び衛生材料（以下、「医薬品等」という。）については本来医療機関が提供するものであるため、指定訪問看護事業者等は、これらの医薬品等の費用を利用者等に対して請求することはできない。

(別 添)

薬食発 0 5 1 3 第 1 号
平成 2 3 年 5 月 1 3 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局長

薬事法の一部を改正する法律等の施行等についての一部改正について

「薬事法の一部を改正する法律」(平成18年法律第69号)については、関係政省令とともに平成21年6月1日に施行され、これらによる改正等の趣旨、内容等については、「薬事法の一部を改正する法律等の施行等について」(平成21年5月8日付け薬食発第0508003号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「施行通知」という。)において示しているところである。

今般、薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「施行規則」という。)第138条に規定する卸売販売業における医薬品の販売等の相手方について、その実態等にかんがみ、下記のとおり施行通知の一部を改正したので、御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

○ 改正内容

1. 施行通知の記の第3のIの4の(1)の⑮オを次のように改める。

オ 指定訪問看護事業者等(健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者並びに介護保険法(平成9年法律123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法に規定する訪問看護を行う者に限る。))及び同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。))をいう。以下同じ。))であって滅菌消

毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの

指定訪問看護事業者等で使用する医薬品は、滅菌消毒用医薬品のほか、医師の指示に基づき訪問看護を実施するため、臨時応急の処置や褥瘡予防・処置として必要な、グリセリン（浣腸用及び外用に限る。）、濃グリセリン（浣腸用に限る。）、白色ワセリン、オリーブ油、生理食塩液、注射用水及び精製水に限定されるものであり、これら以外のものは販売し、又は授与しないこと。